

## 「大唐」自社知的財産のCOMIPを開発

通信コアチップ分野において、中国の国産メーカーが長期にわたり制圧を受けていた、という情勢が打破される望みが現われた。先日、「大唐電信」は国内で初めて独自に知的財産権を有する通信コアチップの開発に成功した。「COMIP」と名付けられたこのチップは、操作機能がペンティアムに相当し、国際電気通信連盟が認証する三大 3G 規格に適用される。最大のメリットは、携帯電話や固定電話等様々な通信端末メーカーへの適用や、通信端末の設計効率や安定性の向上を計ることができ、各端末メーカーでの大幅なコスト・ダウンに貢献できることである。

2004年8月17日『中国知識産権報』より

## 中国は輸入図書の管理監督を強化

輸入教材や図書の出版管理や使用を強化するために、中国教育部及び新聞出版総署は近日、『輸入教材や図書の出版及び使用管理の確実な強化に関する通知』を公布する。

当該通知は、目下存在する具体的問題点に対して、以下のように要求している。

教材や図書の品質保証について、各主催団体は各出版団体を招集して、党及び国の出版業に関する方針、政策、法規、制度等を本格的に学び、自らの政治的認識を強め、輸入教材や図書に対して厳格な検査をしなければならない。如何なる理由があっても図書の品質の審査許可や検査を無視してはならない。各出版社が輸入教材や図書を出版する際には、その題材を真剣に検討し、原稿を厳しく審査し、厳格に「三審制」を施して、全ての輸入教材や図書に対して、全面的な検閲を行わなければならない。出版における重大事故の責任追究制度を確立しなければならず、出版管理規定に違反し、出版物の内容に重大な錯誤があり、かつ嚴重な悪影響をもたらしたものに対して、その出版団体の主要責任者及び連帯責任者に責任を追究しなければならない。出版社側は輸入教材や図書の品質管理作業の責任者をそれぞれ設け、輸入段階と出版段階での検査を厳しくしなければならない。届出すべき重大なテーマに関する教材や図書については、届出手続に従って遂行させなければならない。本通知を受け取った後、各出版団体はこの二三年来、印刷、翻訳、出版してきた輸入教材や図書に対して、全面的な検閲や検査を行わなければならない。問題があった場合は適時に訂正し、既に使用されている教材は、適時に回収しなければならない。

2004年8月13日『中国知識産権報』より

## 中国 3G 規格チップが御目見え

先日、中国情報産業部主催の「中国チップ」成果報告会において、独自に知的財産権を有する TD-SCDMA 携帯電話コアチップが正式に登場した。

上海展訊会社が研究開発に成功したこのチップは、今年 4 月に既に誕生していたものである。最近、当該チップを搭載した携帯電話はまた、「大唐」TD-SCDMA センターを介して、通話実験に成功した。今年下半期には、TD-SCDMA 端末は業務用に投入されはじめ、来年の上半期には業務用量産を実現できるとの見込みである。

2004 年 8 月 13 日 『中国知識産権報』より

## 賀化氏が中国国家知識産権局党組メンバー兼副局長に就任

中共中央組織部 7 月 20 日交付の通知によれば、賀化氏が国家知識産権局党組メンバーに就任したとのことである。また、国務院 8 月 4 日交付の通知によれば、同賀化氏を中国国家知識産権局副局長に任命するとのことである。

2004 年 8 月 13 日 『中国知識産権報』より

## 全国で商標登録出願数急増

国家工商総局の最新統計によると、今年上半期、中国における商標登録の出願件数が 26.8 万件まで大幅に増え、去年同期より 32.39%増加している。商標異議の申立て件数は 7,298 件に達し、去年同期の 1.75 倍である。商標の審査効率も更に高まっている。審査を受けた商標は 13 万件に達し、去年同期より 11.64%増加している。また、商標異議の申立てに対する決定は 1,110 件であり、去年同期より 14.79%増加している。

また、不完全な統計によると、2004 年上半期において、全国の各級工商行政管理機関は、各種商標法違反事件計 1.3922 万件を取り締まった。その内訳は、一般的な商標法違反事件が 3,407 件、商標の模倣による権利侵害事件が 1 万件あまりであり、2003 年の同期とほぼ同じである。被害総額は 4.52 億元、罰金総額は 0.99 億元であり、2003 年の同期よりやや減少している。

2004 年 8 月 13 日 『中国知識産権報』より

## 中国で、政府専門部門による電子ゲームの審査許可を改めて強調

先日、新聞出版総署及び国家版權局は、電子ゲームとインターネットゲームの出版市場を更に規範化するために、共同で『国務院専門部門による電子ゲー

ム及びインターネットゲーム出版物の審査許可に関する決定の実行に関する通知』を公布した。

当該通知によると、今後、各電子出版団体が輸入版電子ゲーム出版物を出版する際、または、インターネットゲーム出版機構が輸入版インターネットゲーム出版物を出版する際、いずれも所在地である省、自治区、直轄市の出版物行政管理部門によりその内容に対する審査を行い、審査意見を出さなければならない。出版の条件に適合するものについては新聞出版総署に届出をし、審査許可を受けなければならない。新聞出版総署としては関連法律法規に基づき、届出をした輸入版電子ゲーム出版物または輸入インターネットゲーム出版物に対して審査を行い、許可の決定を下す。

輸入電子ゲーム出版物または輸入インターネットゲーム出版物を出版する前に、中国著作権法の関連規定に従い、適法に登録を受け、出版契約を締結し、著作権契約届出 процедуруを履行しなければならない。同時に、届出先機構の資格を明確にし、新聞出版総署がその設立を許可した電子出版団体またはインターネットゲーム出版機構だけが著作権行政管理部門における著作権契約届出機構へ契約届出 procedure を行うことができる。関連規定に適合するものには、著作権契約届出機構より著作権契約届出證書を交付する。

今回、各電子出版機構は、新聞出版総署がその輸入を許可する書類及び電子出版物複製委託書をもって、輸入版電子ゲーム出版物の読み取り専用 CD-ROM の複製を CD-ROM 複製会社に委託する。インターネットゲーム出版機構は、新聞出版総署がその輸入を許可した書類及び電子出版物複製委託書を呈示して、原版輸入インターネットゲーム出版物の原版ユーザー側用プログラム読み取り専用 CD-ROM の複製を CD-ROM 複製会社に委託する。各 CD-ROM 複製会社は、関連手続を厳しく検証しなければならない。規定に沿わないものについては、断固としてその複製や加工を行ってはならない。出版行政部門より交付される電子出版物発行許可證書を取得していない団体、機構または個人や各種電子製品市場、ソフトウエア販売店、インターネットカフェ等は、いずれも電子ゲーム出版物やインターネットゲーム出版物のユーザー側用プログラム読み取り専用 CD-ROM、ゲームカウンターカードの発行業務を行ってはならない。

そのほか、当該通知は、輸入電子ゲーム及びインターネットゲーム出版物の審査許可や著作権契約届出の依拠、条件、手続、期限、提出すべき資料、サーバーの運営サービス等の事項について具体的な規定を定めた。調べによると、中国電子ゲーム出版業は、1995 年より始まっている。同年、新聞出版総署は「出版管理条例」に基づいて「電子出版物管理規定」を制定し、輸入版電子ゲーム出版物に対して政府専門部門による審査許可の管理を実施してきた。また、同新聞出版総署は 2000 年より、『国务院出版管理条例』や『インターネット情報サービス管理方法』による授權に基づき、輸入版インターネットゲーム出版物に対して、引き続き厳格な内容審査許可制度を履行してきている。

2004 年 8 月 18 日 『中国知識産権報』より

**知識産権局局長：過半数の中心分野において、我が国は**

## 独自の知的財産権をもっていない

「我が国では、過半数の業界や企業の中心的技術と主要設備は、基本的に海外に頼る一方で、経済構造の調整や産業技術のグレードアップのための技術体系、特に独自の知的財産権をもつ中心的主要技術が欠如している」。先日行われた国家知識産権戦略検討会において、中国国家知識産権局局長王景川氏は、「特許技術を拠所にして中小型ハイテク企業を発展させ、特許によって創業することを支持し奨励すべきである」と述べている。企業創業時から着手して、知的財産権を有する技術を積極的に応用しなければ、「産業技術の空洞化の危険」を効果的に防止することができないのである。

今回の検討会は、今年1月に行われた全国特許会議上において、國務院副首相の呉儀女史が知的財産権戦略の実施を大いに推進していくべきことを正式に提唱した後、国家知識産権局が初めて数多くの専門家や学者を要請して開催したものである。

統計によると、2003年末までに、中国が受理した特許出願総件数は200万件を突破し、登録商標の総件数も200万件近くに達している。中国は、知的財産権大国に列したといわれているが、まだまだ知的財産権強国にはなっていない。

今現在の状況について、王景川氏は、「知的経済の育成及び発展を加速し、国の中心的競争力を向上させるために、中国政府は知的財産権としての技術の実施を大いに促進しなければならない。その中でも特に肝心な一部分は、特許による創業で解決することである。」としている。

また、関連統計によると、今日の世界では、効果的な知的財産権制度が社会の富の創造を力強く推進しており、企業や個人の創造と革新に原動力を提供し、知的経済の発展のために安定した制度上の基盤を提供している。

一方、先進諸国は、知的財産権の創造、管理、実施及び保護を通して、巨大な経済利益を確保した。知的財産権は西洋企業グループやグローバル企業の収益が急速に増加する主な源となっている。

2000年、IBM社の総収益総額は81億米ドルに達した。その中で、知的財産権のライセンスと譲渡による収益は17億米ドルであり、収益総額全体の21%を占めている。2001年、GM社の売上総額は1,773億米ドルであったが、これは同期における中国の各種交通運輸設備メーカー（7,114社）の総生産高（6,475億元）の約2.2倍である。2001年、米国モルタ製薬の売上総額は477億米ドルであり、英国GSK社の売上総額は約280億米ドルであり、いずれも同期における中国の製薬会社（3,488社）の総生産額を超えている。「知的財産権のライセンスと譲渡がもたらす収益は大きな割合を占めている。」

このため、国家知識産権局は一連の施策を打ち出して、権利化された特許を利用して事業開拓することを奨励している。

これらの施策には、特別優遇政策を制定し、独自の知的財産権を有するハイテク企業を支持し、その産業化を促進しながら、産業技術の空洞化問題の解決に力を入れること、政府が投資していたが一定の期間内に実施されていない休眠特許に対して、対応策を制定することによって、そのライセンス及び実施を促進すること、大学や研究開発機構が、企業との合同研究を行い、合理的に権利利益を分割した上で、独自の知的財産権としての技術の企業への移転を促

進することを奨励すること；特許をもって起業することを支持、奨励し、特許技術を用いて中小型ハイテク企業を発展させること、などが含まれている。

これに対応しているのは、科学技術部技術型中小企業技術革新基金管理センターであり、革新基金の管理が行われている。革新基金の無償援助という方法で、小額の資金援助により、科学技術型の小企業の事業開拓を支持する。創業者の企業創立に関する規定においては、「技術的内容が多く、進歩性があり、企業の事業としての知的財産権が独自のものでなければならない」との要求がある。

当該センターの関係責任者は、企業の創業者にとっては、知的財産権が自社のものであれば、創業後の推進力がより強く、将来的発展の見通しもよりよくなり、「これは我々の今の仕事の重点である」と述べている。

記者の調べによると、北京清華科技园と海淀区創業園で、技術や製品の開発を行う企業であれば、その大半以上は独自の知的財産権を有している。

また、清華科技园の副主任である羅建北氏は、自社独自の特許を有するという事は、園区が企業を評価する基準の一つであるとしている。「このような企業は、その創業過程において、市場での中心的競争力がより強いので、知的財産権を原因とする法的紛争を引き起こす可能性が少ない。長い目で見れば、中国の経済発展に大きな推進作用をもたらすのは、このようなタイプの企業であろう」と述べている。

「企業の中心的競争力とは、ハード面から言えば知的財産であり、ソフト面から言えばカルチャーである。この二つが融合されて、企業は必勝不敗の地位に立つ。」これこそ創業者が関心を寄せる問題である、と、中国人民大学経済学院院長の楊瑞龍氏は述べている。

同氏は、国の知的財産権戦略の中心は、実行性があり、且つ効果的な一連の知的財産権に関する制度を制定することであり、この制度によって中国の長期的な経済成長をサポートしていくと述べた。

そして、同氏は同時に、次の三つを注意すべき問題として挙げている。

第一に、中国の発展段階に関する問題である。現段階では、知的財産権を保護すべきであることは言うまでもないが、より強調すべきなのは、如何に革新を促進し、如何に革新された知的財産を可能な限り低いコストで産業界に実施させるかということである。

第二に、自主的創造と技術の導入との有機的な組み合わせを提案するという事である。今まで、ハイテク分野における中心的技術が、みな先進諸国に占有されている現状においては、中国としては、これらの中心的技術特許をめぐって、できるだけその周辺特許を出願すべきである。

第三に、国の知的財産権戦略の中で、国は制定者であり、戦略の主体であるが、具体的に戦略を実施する際により肝心なのは企業であり、戦略はあくまでも企業によって実現するのである。国の知的財産権戦略の本質は、いかに環境を築き、その環境における企業を知的財産開発の主体として成り立たせてより積極的に更なる働きを発揮させることにある。

2004年8月3日『中国青年報』より